IV 生活衛生課

1. 食品衛生

管内は、魚介類や昆布などの海産物加工品の製造販売を行う施設が多く、また、様々な観光資源を有することから、四季を通して海産物加工品を中心とした多くの食品が消費されている。こうしたことから、食の安全を確保するため、監視指導の充実等による食中毒等の発生防止対策の強化が求められている。

このため、「食品衛生法」、「福井県食品衛生条例」および「食品表示法」に基づき、食品関係施設の営業許可を行うとともに、「福井県食品衛生監視指導計画」に基づいた監視計画を策定し、食品営業施設や給食施設等の監視指導や食品検査、食品関係従事者に対する衛生講習会、食品衛生自主管理の推進等の業務を行っている。

また、食中毒等の発生時には、原因究明の調査や検査を実施し、迅速・的確な措置を講じるとともに、法に違反した営業者に対して営業停止等の行政処分を行っている。

一方、消費者に対しても、食品衛生月間(8月)に開催する『食品衛生フェア』での啓発イベントや当所のホームページ等を通して食品衛生に関する情報の提供に努めている。

(1)調理師、製菓衛生師試験および免許

飲食店や菓子製造業に従事する者の衛生知識の向上を図るとともに、食品衛生責任者としての資格取得のため、調理師および製菓衛生師の試験を実施している。

なお、調理師については隔年毎に調理師就業届の提出を義務付けており、偶数年から奇数年に切り替わった年の1月15日までに届出が提出される。

(2)食品衛生法営業許可および監視状況

食品衛生法で定められた34業種について、営業の許可等を行っている。

全営業許可件数は、2,408件で、内訳では飲食店営業が1,434件と全体の59.6%を占めている。また、管内は漁業が盛んであることから、日本海側最大級の海鮮市場があるほか、魚介類販売業の施設が多くある。市内で開催される大きなイベント・祭礼について、食中毒等食品事故を未然に防止するため、一斉監視指導を実施している。営業施設に対する監視は1,138件の監視指導を実施している。

(3) 福井県食品衛生条例による許可、登録および監視状況

福井県食品衛生条例で定められた2業種について営業の許可を、1業種について登録を行っている。

管内には、鯖などを加工した特産品(へしこ)の製造施設や、魚介類を売り歩く行商、福井梅の産地として梅干を製造する漬物製造施設が多いことから、営業者への監視指導を積極的に行うとともに、生産者に対しても衛生講習会を実施し、こうした特産品の衛生確保に努めている。

(4)食中毒発生状況

平成30年度は1件、ノロウイルスによる食中毒事件が発生した。食中毒は細菌性およびウイルス性の両方により季節に関連することなく年間を通して発生してくるため、食材の吟味もさることながら、普段の取扱者の健康管理が更に重要度を増しており、不断の啓発を行い発生防止対策の徹底強化を図っている。

(5) 行政処分等

最近 5 年間の行政処分状況は、いずれも食中毒発生原因施設に対する業務もしくは 営業の停止処分であり、平成 30 年度は 1 件の行政処分を行った。

(6) 食品等の収去検査

年間収去検査計画に基づき食品等の収去検査を行い、違反食品や不良食品の発見に 努めている。平成30年度は衛生規範不適合が2件、表示違反が1件あった。

(7) 福井県食品衛生自主管理プログラム認証

福井県では、「ふくい食の安全・安心行動計画」(平成 16 年 3 月~平成 21 年 3 月)に基づく取組みの1つとして、平成 17 年 2 月、食品事業者の方々が日々行っている自主的な衛生管理を積極的に評価する「福井県食品衛生自主管理プログラム認証制度」を創設し、管内でも平成 31 年 3 月 31 日現在で 23 施設が認証を得ている。平成 30 年度の新規認証施設は、1業種 1 施設である。

(8) 福井県嶺南振興局二州健康福祉センター長表彰

当センターでは、食品衛生自主管理の推進等の業務の一環として、食品衛生推進に特に貢献された方と衛生管理が優秀な施設に対して表彰を行っている。平成30年度の表彰者は、食品衛生功労者が3名と、食品衛生優良施設が5施設である。

2. 動物の愛護および管理

(1) 狂犬病予防・動物の保護管理

平成 30 年度の犬の登録頭数は 3,614 頭で、前年に比べ 105 頭減少しており、狂犬病予防注射頭数は 2,750 頭で、接種率は 76.1% であった。また、野犬捕獲頭数は 9 頭であった。

苦情要望等では、飼い主のいない猫の引き取りに関する相談がもっとも多く、犬猫 逸走や保護連絡も増えている。

犬の危害防止対策として、放し飼いなどの不適正な飼養管理については飼い主への 個別指導を強化するとともに、捕獲檻などで効果的な保護・捕獲に努めている。

(2)動物愛護事業

人と動物が共生できる社会づくりをめざす一環として、平成 13 年度から犬の一般譲渡を行なっている。さらに、平成 18 年度からは犬猫譲渡会を毎月1回開催するとともに、平成 20 年度から福井県動物愛護管理推進計画に基づき飼い主講習会を実施している。

なお、平成 30 年度より、敷地内に福井県動物管理指導センター嶺南支所が設置され、 大および猫の保護、引取りならびに苦情、相談対応などの動物愛護管理業務の一部を外部 に委託している。

3. 生活衛生

少子高齢化や生活水準の向上などにより、生活衛生関係営業に対する利用者のニーズは多様化、高度化しており、質の高いサービスと高度な衛生水準が求められている。特に、県内の高速交通網が整備され、年間を通して県内外より多く訪れる観光客等が安心して利用できるよう、管内の生活衛生関係営業施設の衛生確保が極めて重要である。このため、利用者の安心・安全な生活の確保とともに、健康被害を未然に防ぐために、これらの施設に対し、関係法令に基づく立入検査、衛生管理指導および啓発を効率的に実施し、衛生的で快適な施設が確保されるよう努めている。

(1)生活衛生関係の施設数および監視状況

生活衛生関係の施設数はほぼ横ばい状況で推移している。旅館総数は、減少傾向にある。

監視については、平成 26 年度に策定した生活衛生関係営業施設監視指導要綱に基づき、理容所・美容所やクリーニング所の衛生管理をはじめ、公衆浴場や旅館等における浴槽の適正な維持管理(レジオネラ症対策等)について指導を行っている。

なお、施設の衛生管理面に不備があった営業者に対しては改善報告を求め、衛生の 確保を図っている。

(2)福井県嶺南振興局二州健康福祉センター長表彰

当センターでは、環境衛生自主管理の推進等の業務の一環として、環境衛生推進に特に貢献された方と衛生管理が優秀な施設に対して表彰を行っている。平成30年度の表彰者は、環境衛生功労者が1名と、環境衛生優良施設が2施設である。

(3)特定建築物、温泉利用施設、墓地、浄化槽等の施設数および監視状況

特定建築物、温泉利用許可取得施設、墓地は、ほぼ横ばい状況で推移している。浄化槽については、下水道接続等により既に廃止している浄化槽の把握に努めた結果、平成30年度末の設置基数は4,133基で189基減少している。

監視については、利用客の多い特定建築物や温泉利用施設の立入検査を主体に実施 し、自主管理の徹底を指導している。また、浄化槽については、法の遵守と適正管理 の徹底を指導している。

(4)水道施設状況および監視状況

水道施設は、敦賀市の簡易水道および飲料水供給施設が平成 28 年度から上水道施設に統合されたため、見かけの施設数は減少しているものの実質の変化はない。

監視指導は、上水道の水源の定期的な採水検査・簡易水道施設等への立入調査等により衛生的な水道水の確保に努めている。なお、敦賀市内の専用水道および簡易専用水道施設の立ち入り調査等については、平成25年度から敦賀市に事務移譲されている。

- 4 各種データ (データは管内 (敦賀市、美浜町、若狭町の一部 (旧三方町) の合算数))
 - 1. 食品衛生
 - (1) 調理師、製菓衛生師試験および免許
 - (2) 食品衛生法に関する食品営業施設の許可等状況
 - (3) 食品衛生法に関する許可を要する食品営業施設数および監視状況
 - (4)食品衛生法に関する許可を要しない食品関係施設数および監視状況
 - (5) 福井県食品衛生条例に関する許可、登録状況
 - (6) 福井県食品衛生条例に関する施設数、監視状況
 - (7)食中毒発生状況
 - (8) 行政処分
 - (9)食品等の収去検査
 - ①年間収去件数
 - ②食中毒菌汚染実態調査
 - ③規格基準不適および違反・指導内容
 - ④指導基準不適および違反・指導内容
 - 2. 動物の愛護および管理
 - (1) 犬の登録・予防注射・野犬捕獲等件数
 - (2) 苦情要望の内容
 - (3)動物愛護事業 一般譲渡数およびボランティア譲渡数
 - 3. 生活衛生
 - (1) 生活衛生関係の施設数および監視状況
 - (2) 特定建築物、温泉利用施設、墓地、浄化槽の施設数および監視状況
 - (3) 水道施設状況

1. 食品衛生

(1)調理師、製菓衛生師試験および免許

		平成 2	6 年度	F	平成 2	7年度	괴	☑成 2	8年	度	平成 2	9年	度	平成 3	0年	度
		調理師	製	菓	調理師	製菓	調	理師	製	菓	調理師	製	菓	調理師	製	菓
試	験	48		2	33	8		33	7	7	50	3		29	4	1
免	許	54		4	51	6		45	6	3	48	6	i	40	4	1
書き換え・	• 再交付	19		0	26	2	:	24]	1	22	0)	33	()

(2) 食品衛生法に関する食品営業施設の許可等状況

	平月	戊 26 年	三度	平月	戊 27 年	三度	平月	戊 28 年	三度	平月	戊 29 年	三度	平原	戈 30 年	F 度
	新規	継続	廃業												
飲食店営業	104	132	114	119	199	139	93	160	116	97	161	109	138	272	157
菓 子 製 造 業	15	18	12	17	27	12	13	13	10	12	15	10	10	27	11
魚介類販売業	10	21	11	14	22	13	17	15	17	29	23	18	21	21	23
魚介類せり売業					1						2				
魚肉ねり製品製造業				1		1									
食品冷凍冷蔵業	1						2			1		1			
瓶詰·缶詰食品製造業										1	1	1	1		
喫 茶 店 営 業	7	15	7	5	45	24	13	54	36	8	32	27	4	11	21
あん類製造業															
アイスクリーム製造業	3	2	4	6	2	5	3	5	9	7	4	8	6	3	8
乳類販売業	6	31	7	9	34	19	12	12	18	14	21	22	12	37	35
食 肉 処 理 業	2					1				2					
食 肉 販 売 業	7	19	4	6	12	8	13	3	14	22	10	10	12	14	24
みそ製造業		1		2	1	1	1	1		1	2	1		2	
醤油 製造業					1										
ソース類製造業													1		
酒 類 製 造 業					2			2							1
豆腐製造業			1		1					1				1	2
納 豆 製 造 業											1				
めん類製造業					1			1			1				
そう菜製造業	8	4	4	8	9	2	11	6	2	13	6	6	7	4	7
添加物製造業								1			1				
清涼飲料水製造業				1	1		1			3	1	2			
氷 雪 製 造 業							1					1			
氷 雪 販 売 業				2	2	3		1			1				1
合 計	163	243	164	190	360	228	180	274	222	211	282	216	212	392	290

(3) 食品衛生法に関する許可を要する食品営業施設数および監視状況

	平成 2	6 年度	平成 2	7年度	平成 2	8 年度	平成 29	年度	平成 30 4	年度
	監視数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
飲食店営業	1, 508	867	1, 488	888	1465	833	1453	672	1, 434	727
菓 子 製 造 業	158	91	163	64	166	69	168	72	167	77
魚介類販売業	169	96	170	152	170	108	181	123	179	95
魚介類せり売業	3	2	3	3	3		3	3	3	1
魚肉ねり製品製造業	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
食品冷凍冷蔵業	6	2	6		8	4	8	4	8	2
瓶詰·缶詰食品製造業	2		2		2		2	3	3	1
喫 茶 店 営 業	236	13	217	9	194	16	175	25	158	14
あん類製造業										
アイスクリーム製造業	42	19	43	37	37	22	36	24	34	23
乳 類 販 売 業	235	66	225	36	219	54	211	84	188	80
食 肉 処 理 業	3	3	2		2	4	4	2	4	3
食 肉 販 売 業	118	52	116	46	115	51	127	74	115	59
みそ製造業	10	6	11	3	12	3	12	3	12	2
醤油 製造業	1		1	1	1		1		1	
ソース類製造業									1	1
酒 類 製 造 業	6	2	6	3	6	3	6	2	5	3
豆 腐 製 造 業	4	7	4	8	4	2	5	9	3	5
納 豆 製 造 業	1	1	1		1		1	1	1	
めん類製造業	5	6	5	5	5	6	5	6	5	4
そう菜製造業	50	36	56	34	65	46	72	52	72	34
添加物製造業	2		2		2	1	2	2	2	
清涼飲料水製造業	4		5	2	6	6	7	6	7	4
氷 雪 製 造 業	1	1	1		2	3	1		1	
氷 雪 販 売 業	6		5	4	5	1	5	2	4	2
合 計	2, 571	1, 272	2, 533	1, 296	2, 491	1, 233	2, 486	1, 170	2, 408	1, 138

(4) 食品衛生法に関する許可を要しない食品関係施設数および監視状況

		平成 2	6 年度	平成 2	7年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
4/\	学 校	18	17	21	43	20	65	20	40	17	34
給食	病院・診療所	6	6	6	6	6	12	6	12	6	12
施設	事 業 所	2	3	3	3	2	4	2	4	2	
収	その他	68	58	58	72	58	119	59	94	59	80
乳	さく取業	1		1		1		1		1	
食	品 製 造 業	121	117	121	107	121	68	121	12	123	20
野	菜・果物販売業	64	60	86	3	87	30	89	22	86	52
そ	うざい販売業	65	60	65	56	65	54	68	48	67	54
菓子	- (パンを含む) 販売業	47	40	47	14	48	19	50	76	48	85
	品販売業:記以外)	76	69	76	103	77	101	79	145	77	81
添	加物製造業										
添	加物の販売業	24	18	24	11	24	10	24	8	23	28
氷	雪 採 取 業										
	・容器包装・おっゃの販売業	28	18	28	5	29	8	32	14	29	37
合	計	520	466	536	423	538	490	551	475	538	483

(5) 福井県食品衛生条例に関する許可、登録状況

			平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度			戊 29 年	三度	平成 30 年度		三度
		新規	継続	廃業	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業	新規	継続	廃業
許	魚介類加工業	3	8		5	9	2	2	3		1	3	4	6	7	3
	漬物製造業	6	7	3	5	12	4	4	21	4	4	15	4	5	9	6
可	合 計	9	15	3	10	21	6	6	24	4	5	18	8	11	16	9
登 録	魚介類行商業		3	2		3	2		8	5		1				

(6) 福井県食品衛生条例に関する施設数、監視状況

		平成 2	6 年度	平成 2	7年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度	平成 30) 年度
		施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
	魚介類加工業	40	34	43	16	45	15	42	22	45	28
許可	漬物製造業	89	34	90	17	90	22	90	26	89	28
,	合 計	129	68	133	33	135	37	132	48	134	56
登 録	魚介類行商業	22	0	20	0	15	0	15	0	15	0

(7) 食中毒発生状況

年度	発生件数	発生月	病因物質	原因施設	患者数
		6月	ノロウイルス	食 堂	9
平成 26 年度	3	7月	ソ ラ ニ ン 類	学校(調理実習)	4
		2月	クドア・セプテンプンクタータ	仕出し弁当	3
平成 27 年度	1	7月	ノロウイルス	食堂	6
		5月	ノロウイルス	学校給食施設	145
平成 28 年度	3	9月	黄色ブドウ球菌	家庭	4
		3月	不明	すし	3
平成 29 年度	0	-	_	_	_
平成 30 年度	1	2月	ノロウイルス	仕出し弁当	5

(8)行政処分

年度	処分件数	処分内容	処分理由
平成 26 年度	1	営業の停止処分	食中毒発生原因施設 (6月に発生した食中毒)
平成 27 年度	1	営業の停止処分	食中毒発生原因施設 (7月に発生した食中毒)
平成 28 年度	2	業務 (営業) の停止処分	食中毒発生原因施設(5月、3月に発生した食中毒)
平成 29 年度	0	-	-
平成 30 年度	1	営業の停止処分	食中毒発生原因施設(2月に発生した食中毒)

(9) 食品等の収去検査

①年間収去件数

	间収 左 件 級	-	平成 28 年	:	-	平成 29 年	<u> </u>	3	平成 30 年	:
		収去数	検3		収去数	検3	查数	収去数	検3	
		収厶奴	細菌	理化学	収厶奴	細菌	理化学	収厶奴	細菌	理化学
魚	介 類	8	6	5	9	4	5	8	3	5
	無加熱摂取冷凍食品			3	3			2	2	
冷凍	凍結直前に加熱された加 熱後摂取冷凍食品	1		1	1					
食品	凍結直前未加熱の加熱後 摂取冷凍食品	2						2	2	
	生食用冷凍鮮魚介類									
	類加工品 ん詰・びん詰を除く)	6	1	6	4	1	4	3	1	3
	下類及びその加工品 ん詰・びん詰を除く)	3	3	2	2	1	1	3	3	1
乳	製品	1	1					1	1	
	加工品(アイスクリーム類 き、マーガリンを含む。)									
アイ	スクリーム類・氷菓	1	1		2	2	1			
	i及びその加工品 ん詰・びん詰を除く。)	4	2		3	2	2	3	2	1
	類・果物及びその加工品 ん詰・びん詰を除く。)	20	6	14	23	4	19	26		26
菓	子 類	31	22	12	35	29	6	26	18	8
清	涼 飲 料 水	1	1	1	1	1	1	1	1	1
酒	精 飲 料									
氷	田鳴	1	1		1	1		1	1	
水					1	1	1			
かん	詰 ・ びん詰食品	1	1					1	1	
そ	の他の食品	50	44	7	43	41	2	52	51	1
添力	11物及びその製品									
器具	及び容器包装	2		2	2		2	2		2
お	もちゃ	1		1	1		1	2		2
計	-	133	92	50	131	90	45	133	86	50

②食中毒菌汚染実態調査

	7	龙成 28 年月	度	7	☑成 29 年月	度	7	☑成 30 年月	变
	四十米	検3		収去数	検3		収去数	検3	
	収去数	細菌	理化学	収去級	細菌	理化学	収去級	細菌	理化学
肉、野菜等	4	4		6	6		6	6	

③規格基準不適および違反・指導内容

	件数	規格基準不適
平成 26 年度	2	輸入食品対策:表示違反 1件、アレルギー表示対策:表示違反 1件
平成 27 年度	0	
平成 28 年度	0	
平成 29 年度	0	
平成 30 年度	1	夏季一斉取締:表示違反 1件

④指導基準不適および違反・指導内容

	件数			指	導	基	準	不	適
平成 25 年度	4	春の行楽:衛生規範	1 件						
		夏期一斉:衛生規範	3 件						
平成 26 年度	5	夏期一斉:衛生規範	3 件						
		年末一斉:県指導基準	1件						
		年末一斉:衛生規範	1 件						
平成 27 年度	2	夏期一斉:県指導基準	1 件						
		年末一斉:県指導基準	1 件						
平成 28 年度	1	秋の行楽:衛生規範	1件						
平成 29 年度	7	春の行楽: 県指導基準	1件						
		春の行楽:衛生規範	1件						
		夏期一斉:衛生規範	3件						
		年末一斉:県指導基準	1件						
		年末一斉:衛生規範	1件						
平成 30 年度	2	夏期一斉:衛生規範	1件						
		秋の行楽:衛生規範	1件						

2. 動物の愛護および管理

(1) 犬の登録・予防注射・野犬捕獲等件数

						平成 2	6年度	平成 27	7 年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度
登		録	頭		数		4, 303		4, 201		3,882		3, 719		3, 614
狂 :	犬 病	予 防	注 射	実 旅	逝 数		3. 337		3, 197		3, 112		2, 944		2,750
野		犬	捕		獲		19		8		6		9		9
						犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
犬	•	猫	引	取	数	15	139	14	89	9	111	14	41	7	24
犬	の	返	還	頭	数		12		11		14		17		10
犬猫	の処分	頭数(山	又容中列	E亡を1	含む)		131		95		80		16		5
措	置命	令	書る	を付	数		1		4		1		2		0

(2) 苦情要望の内容

	平成 2	6 年度	平成 2	7年度	平成 2	8年度	平成 2	9年度	平成 3	0 年度
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
捕獲依頼	46	8	17	5	15	6	15	5	11	2
引 取 り 依 頼	8	53	17	44	19	62	19	60	13	40
放飼い取締り依頼	7	2	12	3	12	5	6	0	5	2
負傷動物収容	4	11	2	16	1	25	5	14	4	22
汚物・悪臭等の苦情	4	2	8	5	0	9	1	2	1	5
鳴き声の苦情	33	1	15	0	8	0	8	0	3	3
逸走動物の問合せ	38	29	16	40	27	34	37	27	24	24
預かり犬猫の照会	2	2	5	1	9	1	10	1	5	0
合 計	142	108	92	114	91	142	101	109	66	98

(3) 動物愛護事業 一般譲渡数およびボランティア譲渡数

			平成 2	6 年度	平成 2	7年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度		
					犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
_	般	譲	渡	数	2	8	1	2	0	9	5	7	5	16
ボラ	ンラ	ティフ	で譲り	度数	1	14	0	6	0	28	0	20	1	7

3 生活衛生

(1) 生活衛生関係の施設数および監視状況

				平成 2	6年度	平成 27	7年度	平成 2	8年度	平成 2	9年度	平成 3	0 年度
				施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
	ホ	テ	ル	18	16	18	18	17	10	17	7	17	11
旅	旅		館	391	173	356	177	352	205	348	211	344	266
	簡 (う)	易 宿 ち農家!		176 (116	80	157 (116)	34	157 (116)	8	155 (116)	14	155 (116)	13
館	下		宿	2		2		2		2		2	
	特		例										
旅	1	館	計	587	269	533	229	528	223	522	232	518	290
理		容	所	104	104	105	3	108	105	107	1	103	99
美		容	所	183	4	182	173	184	9	184	184	187	13
ク!	у —	ニン:	グ所	124	23	126	2	110	29	88	20	86	22
興	:	行	場	4	1	4	3	5	2	4	1	5	1
公	衆	浴	場	13	6	13	5	12	6	13	8	11	7
合			計	1,015	407	963	415	947	374	918	446	910	432

(2) 特定建築物、温泉利用施設、墓地、浄化槽の施設数および監視状況

	平成 2	6 年度	平成 2	7年度	平成 2	8 年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度
	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数	施設数	監視数
特定建築物	28	11	28	8	28	9	30	11	30	8
ビル管登録業	17	1	18	3	18	1	18	6	18	4
温泉利用許可	39	18	39	17	37	18	37	20	37	21
温泉源泉数	14	2	14		14		14	2	14	
墓地	27**	2	27**	1	27**		27*		27*	
火 葬 場	1**		1**		1**		1*		1*	
納 骨 堂	0*		0*		0*		0*		0*	
净 化 槽	5, 614		5, 274		5,044		4, 322		4, 133	
浄化槽工事業	41	_	42		42		42		42	
保 守 点 検 業	6	_	6		6		6		6	

※美浜町分のみ掲載

(3) 水道施設状況

			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
上	水	道	2	2	2	2	2
簡易	易水	道	23	23	16	16	16
飲料水	、供給 旅	也設	10	10	4	4	4
専 月	月 水	道	2**	2**	2**	2**	2**
簡易	専用水	(道	20**	20**	20**	20**	20**

※美浜町、若狭町(三方地域のみ)分のみ掲載